

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム  
研究者派遣プログラム

成果報告書

提出日：平成 28 年 9 月 26 日

【基本情報】

○申請者

採 択 年 度：平成 26 年度

部 局 名 等：法学研究科

職 名：准教授

氏 名：佐藤 団

研究課題名：ザクセン＝マクデブルク法の変容に関する研究——大学・学識法・参審人——

○渡航先

国 名：ドイツ連邦共和国

研究機関名：ゲオルク＝アウグスト大学（ゲッティンゲン大学）

研究室名等：〔研究室名〕法制史・法哲学・比較法研究所、ドイツ法制史部

〔職名等・氏名〕エヴァ・シューマン教授（Prof. Dr. Eva Schumann）

渡 航 期 間：平成 26 年 8 月 31 日～平成 28 年 8 月 30 日（730 日）

○渡航期間中の出張

出 張 先：ドイツ連邦共和国、テュービンゲン大学

目 的：ドイツ法制史家大会への出席

期 間：2014 年 9 月 7 日 - 10 日

出 張 先：オーストリア共和国、ウィーン大学

目 的：京都大学法学部とウィーン大学法学部の共同セミナーへの出席

期 間：2014 年 9 月 8 日 - 13 日

出 張 先：ハンガリー共和国、ペーチ大学

目 的：講演

期 間：2016 年 4 月 11 日 - 17 日

出 張 先：ポーランド共和国、アダム＝ミツキエヴィチュ大学（ポズナニ）

目 的：講演

期 間：2016 年 5 月 3 日 - 8 日

※ 渡航期間中に一時帰国や学会参加等の目的で短期の出張があった場合、その目的、行き先、期間を報告して下さい。

※ 複数回に渡る場合は、適宜追加して下さい。

## 京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム 研究者派遣プログラム

### 【成果】

#### ○プロジェクトの成果及び今後の展開・研究概要

ザクセン＝マクデブルク法における中心的な制度である参審人（団）について、とくにマクデブルクにおけるそれを中心として研究活動を進めた。この分野においては、先行研究が無批判に継承されている事例が散見される。しかし、戦禍等により原史料が失われているという当該分野特有の事情のために、こうした先行研究への批判的再検討はこれまで行われてこなかった。

本プロジェクトでは、こうした先行研究への批判的検討が重要な課題となった。これは当然のこととして、原史料の蒐集を必要とする。このために、滞在期間中各地の文書館での史料調査が行われた。こうした調査の結果、これまで知られていなかった幾つかの史料を得ることができた。

この発見により、マクデブルクの参審人（団）制度のありかたそのものに根本的な変化を及ぼしたと思われる16世紀の諸事件について再検討を施す必要があることが判明した。そして、ザクセン＝マクデブルク法圏における同制度という従来の考え方よりもさらに広げて、帝国というレベルまた大学における法学（法曹養成）といった分野にまで立ち入って再検討を行うことが必要であると感じられた。これについては、すでに論文の形で成果を公表し始めた。本プロジェクト中に行われた史料蒐集で得られた史料のすべてを検討し終えたわけではなく、この作業は引き続き行われることになるが、その成果は今後漸次的に公表する予定である。

#### ・国際共同研究の立上げ・ネットワークの構築

※ 国際共同研究の内容、実施計画、応募予定の外部研究資金、渡航先国で実施した実地調査や文献調査等の内容、参加した学会やその他の学術・交流組織、そこから構築／深化した研究ネットワークの内容等

今回の渡航では、史料の蒐集と並んで、将来的な研究ネットワークの構築が重要な位置を占めていた。今後の研究にとって重要となるのは、特に東・中欧諸国の研究者とのネットワーク形成において大きな成果が得られた、ということである。例えば、ハンガリーのペーチ大学は同国における法史学研究の拠点のひとつであるが、今後の研究協力を視野に入れた、良好な関係が形成された。また、ポーランドのヤギエオ大学（クラクフ）は同国における法史学において伝統と名声を誇る研究室を擁する。ここでも今後の研究に向けた協力関係が形成された。

また、学会への参加によっても多くの成果が得られた。近接分野の研究者との意見交換を行うことができ、また今後の調査への協力を要請することができた。

このようなネットワーク形成の短期的な成果として、滞在中に行われた複数回の講演が挙げられる。日本における西洋法研究の伝統については、その詳細がヨーロッパ諸国において周知されているわけではない。今後の共同研究の土台としても、こうした研究史について紹介することも重要な一歩である。

今後の研究においては、こうしたネットワークを有効活用して、長期的な学術交流関係を維持していくことを目指している。

#### ・国際共著論文の投稿・発表等の状況、国際学会等での発表状況【予定を含む】

※ 論文の題名・雑誌名・共著者名・投稿・刊行状況、学会名、発表題目等

法史学の分野では共著論文という形式は一般的ではない。国際学会等での発表は、今回構築されたネットワークを通じて、今後行うことになると考えている。

## 京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム 研究者派遣プログラム

Dan SATO, Sachsenpiegel in der japanischen Forschung, in: Heiner Lück (hg.), Von Sachsen-Anhalt in die Welt. Der Sachsenpiegel als Europäische Rechtsquelle (= SIGNA IVRIS 14), Halle 2015, 259 pages (pp. 9-24).

### ・在外研究経験によって習得した能力等

※ 渡航先機関で得た研究の展開方法、研究室の運営方法、教育方針・人材育成方法等

とくに法史学（法学）に関して言えば、講座の組織、課程などが異なるために、日本に一概に応用できるかは不明である。また、学生のレベルについても、基本的に入学選抜制度が無いために、学生の資質も均質ではなく、そこで行われている教育方法を京都大学での教育と単純に比較することはできない。

研究室の運営方法については、そもそも日本の法学部では研究室という制度自体が無いために、ドイツ型の研究室体制（教授以下 10 人前後のメンバーから構成される）と比較することはできない。ドイツの講座制度では、教授一人の研究活動が秘書から学生助手、学術助手などに支えられて進められる。こうした体制への評価は別として、日本の人文社会学系でもまったく異なる環境で同様の「生産性」を求められるようになりつつある。一考の余地があるのではないかと感じた。

研究渡航先であるゲッティンゲン（ゲオルク＝アウグスト大学）はドイツ国内においても非常に充実した蔵書を抱えており、とくに人文社会学系の研究者にとっては、この利点が重要である。この点では今回の在外研究において、今後の京都大学の図書館制度、とくに貴重書の運用について有用な点を学ぶことができた。本学の貴重書の中には、所蔵されているものの精確な書誌情報が公開されていない「死蔵」に近い文献もある。こうした図書を欧米の所蔵情報とリンクさせることで活用することができるのではないかと考える。この点については今回の派遣期間中に、貴重書の書誌情報の調査のため、現地の図書館・文書館関係者ともコンタクトを取ることができた。今後は、第一段階として、こうした専門家らとの情報交換により、貴重書の精確な情報の把握に努めたい。

### ・在外研究経験を活かした今後の展開

在外研究によって得られた最大の成果は、人脈の形成である。特に現地の文書館・図書館とのコネクションは今後の活動にとって欠くことができない要素である。また、各大学の研究者との情報交換を蜜にし、それと並んで新規に今後の研究協力関係の構築に向けた話し合いを開始できたのも大きな成果である。

とりわけ中・東欧諸国の研究者、わけでもポーランドおよびハンガリーの研究者との継続的な研究協力関係を目指した意見交換ができたことは今回の在外研究の重要な成果であり、今後の展開がおおいに期待される。従来の日本における西洋法史学（界）では、学术交流に関して英独仏、しかし特にドイツへの偏重が見られた。このことには日本法がとくに上述の各国法との強い関係のもとに展開されてきたという歴史的経緯によるものであるが、学問としての法史学のさらなる展開を考えるならば、ドイツに限定されるのではなく、むしろ広くヨーロッパ全体での展開にも目を向けるべきである。とくにローマ法・教会法的な伝統に注目しつつヨーロッパ全体における法の展開について視野を広げる一助として、中・東欧諸国の法史にも考察を及ぼすことは重要である。しかし、これまでこの分野については基本的な文献すら欠けている状況であり、まさに

**京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム  
研究者派遣プログラム**

ゼロからのスタートとなるといっても過言ではない。今回の在外研究はこの分野における出発点としての位置づけも有している。

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム  
研究者派遣プログラム

英文成果報告書

○申請者情報

部 局 名：(英 語) Graduate School of Law

職 名：(英 語) Associate Professor

氏 名：(英 語) Dan SATO

研究課題名：(英 語) Transformation of the saxon-magdeburgian law. University, learned law and magdeburgian court of aldermen.

渡 航 期 間：31. 08. 2014-30. 08. 2016

○渡航先情報

国 名：(英 語) Germany

研究機関名：(英 語) Georg-August-University

研究室名等：(英 語) Institut for legal history, legal philosophy and comparative law.

受入研究者名：(英 語) Prof. Dr. Eva Schumann

○渡航報告

※ 渡航先の研究環境、研究者との交流、研究発表の状況等、渡航中の滞在経験について英語で2~3ページ程度で記述して下さい。受入研究者と撮影した写真や研究発表で用いた図等について、可能な範囲で別添として提出して下さい。

I visit the Institute for Legal History, Legal Philosophy and Comparative Law at the Georg-August-University in Göttingen from 31<sup>st</sup> August 2014 to 30<sup>th</sup> August 2016. The study of legal history in Göttingen has a long tradition and is still one of the important institutes for studying the legal history.

During my stay in Göttingen I visited many archives and libraries in the region in order to collect the historic materials for my research. Especially the state and university library (SUB) held a plenty of books which are necessary for my entire project. Prof. Eva Schumann, director of the chair, prepares for the foreign academic visitor a quiet comfortable guests room. In this occasion I could take contact with the other academic guests from Hungary who is also interested in the premodern legal history. Because I am interested in middle and east European legal history, it was a good occasion for me to learn about the legal tradition in this area.

Visiting the several conference or seminar is also an important activity for me during my stay in Germany. And in such an occasion I came to be acquainted with many talented scholars from middle and east European countries. Moreover I visited Poland and Hungary in order to give a lecture about the Japanese legal history focused on the time after 19<sup>th</sup> century in which the Japanese legal system began to be influenced by the European legal tradition. Such historic facts are still not sufficiently known in European countries and this information are in my opinion very important for a mutual understanding in case of discussing about the difference of legal tradition. I could also attend the German Legal Historian Conference in Tübingen which is a very significant occasion for academic exchange.

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム  
研究者派遣プログラム

During my research in Europe I have good occasion to communicate with the legal historian from several European countries. Through the conversation with them I could obtain information about the educational method and contents of lecture of the legal history in their countries. This information is very suggestive and I would like to apply this knowledge to my lecture and research activities.

I visited several archives in the Saxony region which has for my project great significance: among others Sächsisches Hauptstaatsarchiv Dresden, Stadtarchiv Halle, Stadtarchiv Magdeburg, Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt (Dresden), Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz Berlin, and Haus-, Hof- und Staatsarchiv Wien. Through these surveys in the archives I found some interesting sources. Now I prepare some publications on the basis of such sources which I found during my research in the archives.

I sincerely appreciate this opportunity; Prof. Dr. Eva Schumann, all members of institute for legal history, university of Göttingen and John Mung program.